

三重県地域公共交通協議会契約審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、三重県地域公共交通協議会財務規程第8条第2項の規定に基づき、三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）において行う契約事務を審査するため、三重県地域公共交通協議会契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる者を充てる。

3 会長は、必要に応じて関係機関等外部の有識者を委員として加えることができるものとする。

(職務)

第3条 会長は、審査会を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び副会長を含む委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、前項に規定する出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会は、協議会が発注する物件関係の契約に関して、次の事項を審議することとする。

(1) 仕様に関すること

(2) 随意契約（企画提案コンペを除く）又は指名競争入札に係る事業者の選定に関すること

(3) 企画提案コンペに付そうとする場合の契約方法に関すること

(4) 設計金額が5百万円以上の一般競争入札において、入札参加者が1者となることが想定される、又は入札参加者が1者となった場合の対応に関すること

(5) 一般競争入札に係る入札形態、競争参加資格要件の設定、落札資格確認に関すること

(6) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由説明に関すること

(7) その他入札等の事務の執行にかかる重要な事項に関すること

(審査会の審査を省略できる場合)

第5条 次の場合、審査会の開催を省略することができる。

- (1) 設計金額が、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 73 条第 1 項各号に規定する限度額以内で契約を締結しようとするもの
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約を行うとき
- 2 審査済みの案件において、事業者決定までにやむを得ない事情により承認済事項の変更が必要となった場合で、当該変更内容が契約の趣旨や審査の趣旨を損なわない軽微なものであり、会長が改めて審査する必要があると認めたときは、審査会の審査を省略することができる。

（審査の特例）

- 第 6 条 審査会を招集することができないとき、又は会長が審査会を招集する必要がないと認めるときは、書面による合議をもって、審査会の審査にかえることができる。
- 2 前項の書面による合議の場合において、第 4 条第 2 項及び第 3 項に「出席」とあるのは「合議」と読み替えるものとする。

（提出書類）

- 第 7 条 審査会に提出する書類は、三重県の例による。

（機密の保持）

- 第 8 条 審査会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

（審査会の事務）

- 第 9 条 審査会に関する庶務は、協議会において行うものとする。

（要綱に定めのない事項）

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、三重県の例によることとし、審査会で決定するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 30 日から施行する。

別表（第2条関係）

会長	地域連携・交通部副部長
副会長	交通政策課長
委員	交通政策課 課長補佐兼班長
委員	広域交通・リニア推進課 課長補佐兼班長